

Appendix-13. 埋立地管理区域内において認められる土地の形質の変更の施行方法の基準

埋立地管理区域内において認められる土地の形質の変更の施行方法の基準

1. 埋立地管理区域内において認められる土地の形質の変更の施行方法に係る基本的考え方

1.1 埋立地管理区域内における土地の形質の変更の施行方法

土壤汚染対策法施行規則第 53 条第 2 号ロの環境大臣が定める同令第 58 条第 4 項第 11 号に該当する区域（埋立地管理区域）内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする（平成 23 年環境省告示第 54 号）。

1.1.1 最も浅い帯水層の中で土地の形質の変更を行う場合

土地の形質の変更の方法は、次のいずれかの方法とすること。

イ 地下水位を管理して施行する方法

- (1) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水の汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。
- (2) 上記(1)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 4 条第 1 号ト(1)に規定する排水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第 4 条第 1 号チ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び同条第 4 号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。
- (3) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水の汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周縁の土地の地下水位を確認すること。
- (4) 上記(3)の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水の汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

ロ 地下水の水質を監視して施行する方法

- (1) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水の汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第 6 条第 2 項第 2 号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- (2) 上記(1)の測定の結果、地下水の汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水の汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

1.1.2 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層（以下、「下位帯水層」という。） まで土地の形質の変更を行う場合

最も浅い位置にある準不透水層（厚さが1メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル（ 1.0×10^{-6} m/秒）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- ロ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。
- ハ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

1.2 その他

埋立地管理区域内の土地の形質の変更は、汚染の拡散のリスクを伴うものであることから、その施行において、飛散等を防止するために必要な措置を講ずるのが当然である。なお、当該土地の形質の変更の実施状況について、都道府県等による報告徴収及び立入検査の規定がある（法第54条第1項）。

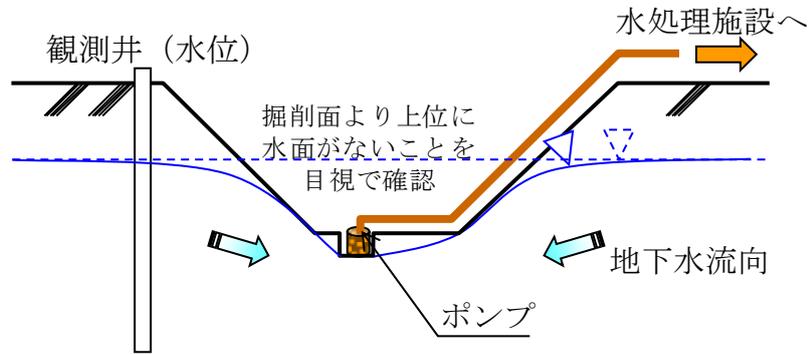
以下、告示で定める基準に適合するように土地の形質の変更を行うための施行方法及びその際の施行管理項目について、代表的なケースにおいて示す。

2. 埋立地管理区域内における土地の形質の変更時の工法

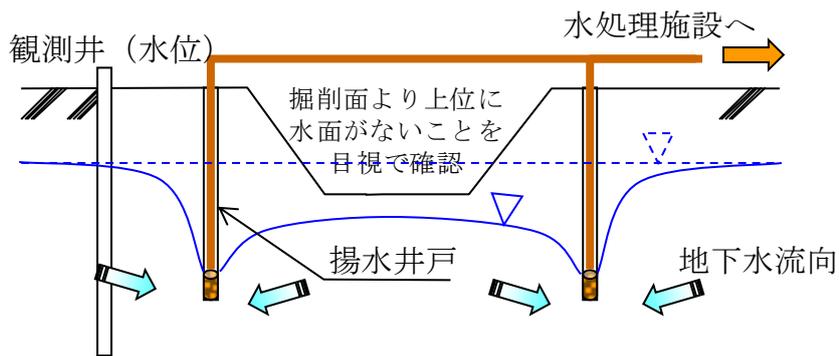
2.1 地下水位を管理して施行する方法

2.1.1 施行方法の事例

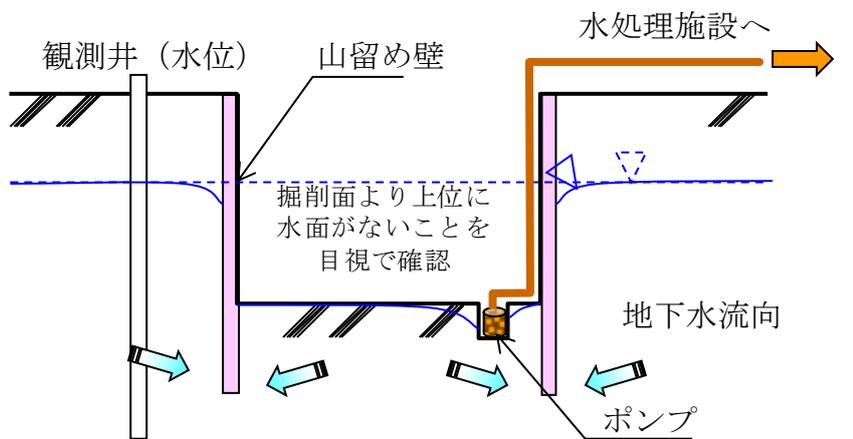
地下水位を管理しながら土地の形質の変更を行う具体的な施行方法の事例を図 2.2.1-1 に示す。



(a) 釜場排水による揚水

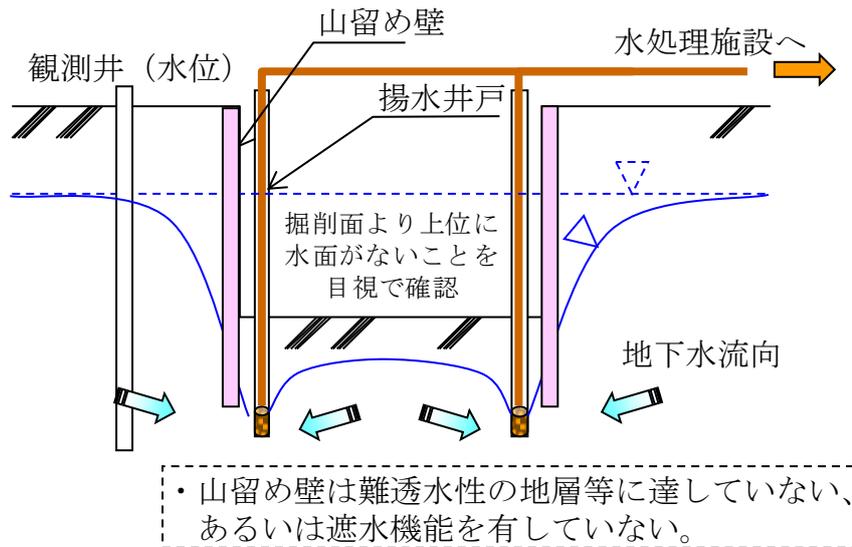


(b) 井戸方式による揚水



・山留め壁は難透水性の地層等に達していない、あるいは遮水機能を有していない。

(c) 山留め壁を併用した揚水（釜場排水）



(d) 山留め壁を併用した揚水（揚水井戸）

図 2.1.1-1 地下水位を管理して施行する方法の事例

2.1.2 施行管理の方法

地下水位を管理しながら土地の形質の変更を行う場合の施行管理方法を以下に示す。なお、土壌の掘削を伴う場合、掘削時、掘削面より上位に水面がないことを目視で確認し、その記録を工事記録として残す。

- (1) 測定位置：土地の形質の変更を行う範囲の周縁
- (2) 測定地点：一以上の地点
- (3) 測定頻度：形質の変更中、定期的に測定

2.2 地下水の水質を監視して施行する方法

2.2.1 具体的施行方法の事例

地下水の水質を監視しながら土地の形質の変更を行う具体的な施行方法の事例を図 2.2.1-1 に示す。当該施行方法に該当する工事としては、以下のものが例として挙げられる。

- (1) 既製杭の打設 (木杭、PC 杭、鋼管杭) (先行削孔併用工法)
- (2) 現場打ち杭の打設 (アースドリル工法、リバース工法、ほか)
- (3) 地中壁の造成 (地中連続壁、ソイルセメント固化壁)
- (4) 地盤改良工事 (地耐力改良、液状化対策、止水ほか)
- (5) ニューマチックケーソン

なお、上記工事において、下位帯水層の形質の変更を含む場合は 2.3 の基準に従う。

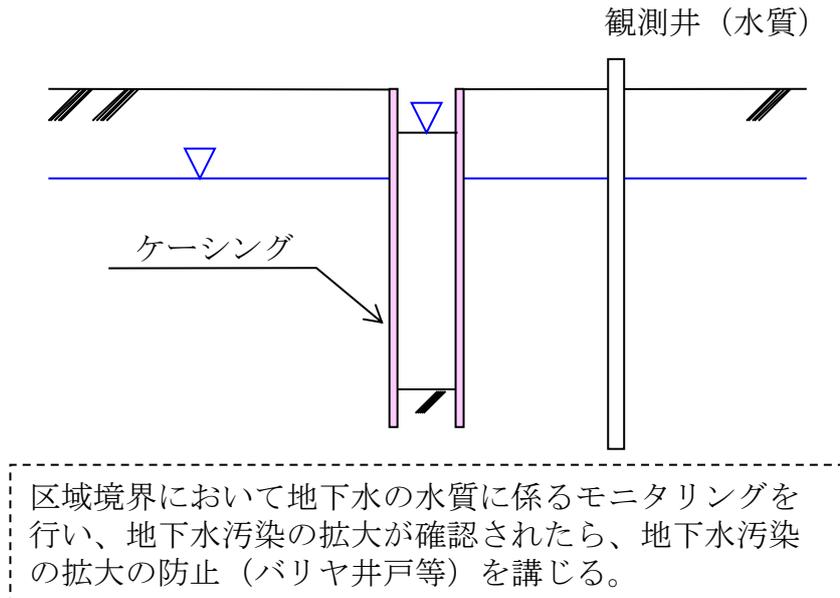


図 2.2.1-1 地下水の水質を監視しながら土地の形質の変更を行う具体的な施行方法の事例

2.2.2 施行管理の方法

地下水の水質を監視しながら土地の形質の変更を行う場合の監視方法を以下に示す。

- (1) 測定位置：形質変更時要届出区域の境界
- (2) 測定地点
 - ①地下水流向が明らかな場合は、地下水流向下流側
 - ②地下水流向が不明な場合は、四方位
 - ③区域外からの汚染の流入のおそれがある場合は、地下水流向上流側及び下流側
- (3) 地点密度：観測井（水質）の間隔は、目安として 30m以内
- (4) 測定頻度：形質の変更前、形質の変更中（少なくとも 1ヶ月ごと）
- (5) 測定物質：区域指定を受けた特定有害物質、措置に伴い生成されるおそれがある特定有害物質
- (6) 測定方法：平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号

2.3 下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合

Appendix「12. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準」のうち、「2.2 下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合」と同等の施行方法とする。

Appendix-14. その他（規則様式）

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

特定有害物質の種類のお知らせ申請書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法施行規則第3条第4項の規定により、土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類について通知を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
土壌汚染のおそれがあると推定される特定有害物質の種類	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

規則様式第三（第十六条第一項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請
します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地で あつた土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理 されていた特定有 害物質の種類	
確認を受けようとする土 地の場所	
確認を受けようとする土 地について予定されてい る利用の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法
人にあつては、その代表者）が署名することができる。

規則様式第四（第十六条第四項関係）

承継届出書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
 印
 にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
承継した土地の場所	
承継の年月日	
被承継者	
氏名又は名称	
住所	
承継の原因	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

土地利用方法変更届出書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について予定されている利用の方法に変更が生じたので、同条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地

所在地	
確認を受けた年月日	

土地について予定されている利用の方法

利用の方法を変更しようとする土地の場所	
変更前	
変更後	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

規則様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

規則様式第七（第四十四条第一項及び第五十条第二項関係）

帯水層の深さに係る確認申請書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	
地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由	
地下水位の観測の結果	
最も浅い地下水を含む帯水層の深さ	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

規則様式第八（第四十五条第一項関係）

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている
土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要 措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方 法	
土地の形質の変更の着手予 定日及び完了予定日	
土地の形質の変更を行う要 措置区域等において講じら れている汚染の除去等の措 置	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

規則様式第十（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項及び第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

規則様式第十一（第五十四条関係）

指定の申請書

年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

指定を受けたい土地の所在地	
申請に係る調査における試料採取等対象物質	
申請に係る調査の方法	
申請に係る調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
申請に係る調査を行った者の氏名又は名称	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

（表面）

←----- 12センチメートル -----→

第 号		
土壤汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書		
職名及び氏名		
写 真	年 月 日生	
	年 月 日発行	
	年 月 日限り有効	
	環 境 大 臣 地方環境事務所長 都道府県知事 (市長)	印

↑----- 8センチメートル -----↓

（ 裏 ）

土壤汚染対策法抜すい

（指定の申請）

第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第2項及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 (略)

3 (略)

4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壤汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す規則様式第12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第十三(第五十八條第四項関係)

要措置区域台帳

都道府県(又は政令市)名

整理番号	指定年月日・指定番号	所在地		
調製・訂正年月日				
要措置区域の概況	面積			
地下水汚染の有無(土壤溶出量基準不適合の場合)	有		無	
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨				
試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				
報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称	
要措置区域内の土壤の汚染状態		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者
			土壤搬出	有・無
				有・無
				有・無
			有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 「要措置区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

様式第十四(第五十八条第四項関係)

形質変更時要届出区域台帳

都道府県(又は政令市)名

整理番号	指定期月日・指定番号	所在地	面積	
調製・訂正年月日				
形質変更時要届出区域の概況				
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				
法第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあつては、その旨				
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	実施者	汚染土壌の処理方法
			土壌搬出	
			有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書

年 月 日

都道府県知事
殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する土壌について、第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合する旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	
認定調査の方法の種類	
認定調査の結果に関する事項	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 3 土壌の調査の結果報告書、掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面、掘削した土地の場所を明らかにした要措置区域等の図面を添付すること。

措置の完了報告書

平成 年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
 にあつてはその代表者の氏名

土壤汚染対策法の規定により、措置の効果を確認しましたので下記のとおり報告いたします。

記

要措置区域等の所在地	
地下水の水質測定を開始した日 措置の効果を確認した日	水質測定開始日 : 平成 年 月 日 措置効果確認日 : 平成 年 月 日
措置の種類	<input type="checkbox"/> 原位置封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め <input type="checkbox"/> 掘削除去 <input type="checkbox"/> 原位置浄化 <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 原位置不溶化 <input type="checkbox"/> 不溶化埋め戻し <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 立入禁止 <input type="checkbox"/> 区域外土壌入換え <input type="checkbox"/> 区域内土壌入換え <input type="checkbox"/> 盛土
措置対象の基準不適合土壌の状況	別紙1（詳細調査の結果、平面図、断面図、措置を実施した土壌量）
添付資料 ※表 5.5.2-1 に記載して いるもの ※周辺保全対策結果 ※その他資料	

備考 この規則様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

工事終了報告書

平成 年 月 日

都道府県知事（市長） 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
 にあつてはその代表者の氏名

土壌汚染対策法の規定に基づく措置に伴う工事が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

要措置区域等の所在地	
措置に伴う工事の開始日 措置に伴う工事の終了日	工事開始日 : 平成 年 月 日 工事終了日 : 平成 年 月 日
措置の種類	<input type="checkbox"/> 原位置封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め <input type="checkbox"/> 掘削除去 <input type="checkbox"/> 原位置浄化 <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 原位置不溶化 <input type="checkbox"/> 不溶化埋め戻し <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 立入禁止 <input type="checkbox"/> 区域外土壌入換え <input type="checkbox"/> 区域内土壌入換え <input type="checkbox"/> 盛土
措置対象の基準不適合土壌の状況	別紙1（詳細調査の結果、平面図、断面図、措置を実施した土壌量）
添付資料 ※表 5.5.2-1 に記載して いるもの ※周辺保全対策結果 ※その他資料	

備考 この規則様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

Appendix-15. 測定方法に係る補足事項

1. 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（環境省告示第 16 号 平成 15 年 3 月 6 日） についての補足

① 第 2 の 2. (1) の公的検査機関及びガス二次標準について

第 2 の 2. (1) でいう公的検査機関とは、標準ガス認定制度における公的検査機関である（財）化学物質評価研究機構のことであり、ガス二次標準を使用して濃度を確認した混合標準ガスとは、この公的検査機関により供給されるガス二次標準を使用して計量法トレーサビリティ制度（JCSS 制度）における認定事業者が根付けを行った標準ガスであり、標準ガスの認定事業者が発行する証明書（JCSS 標章）が添付されたもののことである。

② 第 2 の 6. 定量及び計算 についての補足

定量法は、本文のとおりベンゼン以外の調査対象物質について定量下限値 0.1 volppm、ベンゼンの定量下限値 0.05 volppm として測定する。これらの濃度未満の場合は不検出とする。

報告値は有効数字を 2 桁として 3 桁目以降を切り捨てて表示する。

2. 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（環境省告示第 17 号 平成 15 年 3 月 6 日） についての補足

・ 定量下限値及び結果の取り扱いについて

地下水の水質分析では、定量下限値を地下水基準の 1/10 を目安とし（地下水基準が検出されないこととなっている 4 項目については、シアン化合物 0.1 mg/L、アルキル水銀 0.0005 mg/L、ポリ塩化ビフェニル 0.0005 mg/L、有機りん化合物 0.1 mg/L）、報告値は有効数字を 2 桁として 3 桁目以降を切り捨てて表示する。

3. 土壌溶出量調査に係る測定方法（環境省告示第 18 号 平成 15 年 3 月 6 日） についての補足

・ 定量下限値及び結果の取り扱いについて

土壌溶出量調査では、定量下限値を土壌溶出量基準の 1/10 を目安とし（土壌溶出量基準が検出されないこととなっている 4 項目については、シアン化合物 0.1 mg/L、アルキル水銀 0.0005 mg/L、ポリ塩化ビフェニル 0.0005 mg/L、有機りん化合物 0.1 mg/L）、報告値は有効数字を 2 桁として 3 桁目以降を切り捨てて表示する。

4. 土壌含有量調査に係る測定方法（環境省告示第 19 号 平成 15 年 3 月 6 日） についての補足

・ 定量下限値及び結果の取り扱いについて

土壌含有量調査では、定量下限値を土壌含有量基準の基準値の 1/10 を目安とし、報告値は有効数字を 2 桁として 3 桁目以降を切り捨てて表示する。

Appendix-16. 地歴調査チェックリスト

地歴調査チェックリスト <通知の申請用>
 土壌汚染対策法第3条調査

報告日 平成 年 月 日

工場又は事業場*の名称	
工場又は事業場*の敷地で あった土地の所在地	

* 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場（法第3条第1項）

【調査実施者】

指定調査機関の氏名又は名称：

技術管理者の氏名：

技術管理者証の交付番号：

地歴調査結果の概要

	汚染のおそれの種類	試料採取等対象物質の種類	理由 ¹⁾	備考
人為的原因による汚染のおそれ	<工場又は事業場の名称>			
	<操業期間>			
	<工場又は事業場の名称>			
	<操業期間>			
	自然由来の汚染のおそれ			
	水面埋立て用材料由来の汚染のおそれ			
	<造成の着手日>			
	<input type="checkbox"/> 昭和52年3月15日以降			
	<input type="checkbox"/> 昭和52年3月14日以前			

1) 理由の欄の記入方法は“「理由」の欄の記入要領”（1ページ）による。

地歴調査チェックリスト < 土壌汚染状況調査結果報告用 >
 土壌汚染対策法第3条調査

報告日 平成 年 月 日

工場又は事業場*の名称	
工場又は事業場*の敷地で あった土地の所在地	

* 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場（法第3条第1項）

【調査実施者】

指定調査機関の氏名又は名称：

技術管理者の氏名：

技術管理者証の交付番号：

地歴調査結果の概要

	汚染のおそれの種類	試料採取等対象物質の種類	理由 ¹⁾	備考
人為的原因による汚染のおそれ	< 工場又は事業場の名称 >			
	< 操業期間 >			
	< 工場又は事業場の名称 >			
	< 操業期間 >			
	< 工場又は事業場の名称 >			
	< 操業期間 >			
	自然由来の汚染のおそれ			
	水面埋立て用材料由来の汚染のおそれ			
	< 造成の着手日 >			
	<input type="checkbox"/> 昭和 52 年 3 月 15 日以降			
	<input type="checkbox"/> 昭和 52 年 3 月 14 日以前			

1) 理由の欄の記入方法は“「理由」の欄の記入要領”（1 ページ）による。

「理由」の欄の記入要領

地歴調査結果の概要、表A-5-1、表A-6-1及び表B-1の「理由」の欄には、以下の①～⑤のいずれか（該当するものすべて）を記入する。

①：調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであり、その理由が

- ①-1：自然由来の汚染によるもの（自然地層）と考えられる
- ①-2：自然由来の汚染によるもの（盛土）と考えられる
- ①-3：水面埋立て用材料由来の汚染によるものと考えられる
- ①-4：上記三つによるものと考えられないもの

②：固体若しくは液体として、調査対象地に

- ②-1：埋設された履歴が認められた
- ②-2：飛散した履歴が認められた
- ②-3：流出した履歴が認められた
- ②-4：地下浸透した履歴が認められた

※上記の②-1～②-4に関して、「埋設」、「飛散」、「流出」又は「地下浸透」を明確に区分できない場合については「②」とする。

③：調査対象地の施設において

- ③-1：製造履歴がある
- ③-2：使用履歴がある
- ③-3：処理履歴がある

※上記の③-1～③-3に関して、「製造」、「使用」又は「処理」を明確に区分できない場合については「③」とする。

④：固体若しくは液体を施設において貯蔵・保管されていた（ただし、環境大臣が定める特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置が講じられている施設において貯蔵・保管されていたものを除く）

⑤：②～④と同等程度に土壌汚染のおそれがあると認められ、その理由が

- ⑤-1：自然由来の汚染により基準不適合が認められた自然地層がある地点の近傍に位置する
- ⑤-2：調査対象地の盛土に用いられた盛土材料の掘削場所又は採取された地層において自然由来の汚染による基準不適合が認められている
- ⑤-3：自然由来の汚染により基準不適合である盛土を掘削した自然地層が調査対象地内にある
- ⑤-4：同一の水面埋立て用材料で造成された土地において基準不適合が認められた
- ⑤-5：その他

（⑤-5については土壌汚染のおそれがあると認められた理由を簡潔に記載すること）

なお、第一種特定有害物質について①～⑤の土壌汚染のおそれがある場合、分解生成物についても「分解生成物（②-1）」のように記入する。

例：トリクロロエチレンの貯蔵・保管が認められた場合、分解生成物であるシス-1,2-ジクロロエチレンについて「分解生成物（④）」と記入

法第3条における地歴調査の流れ

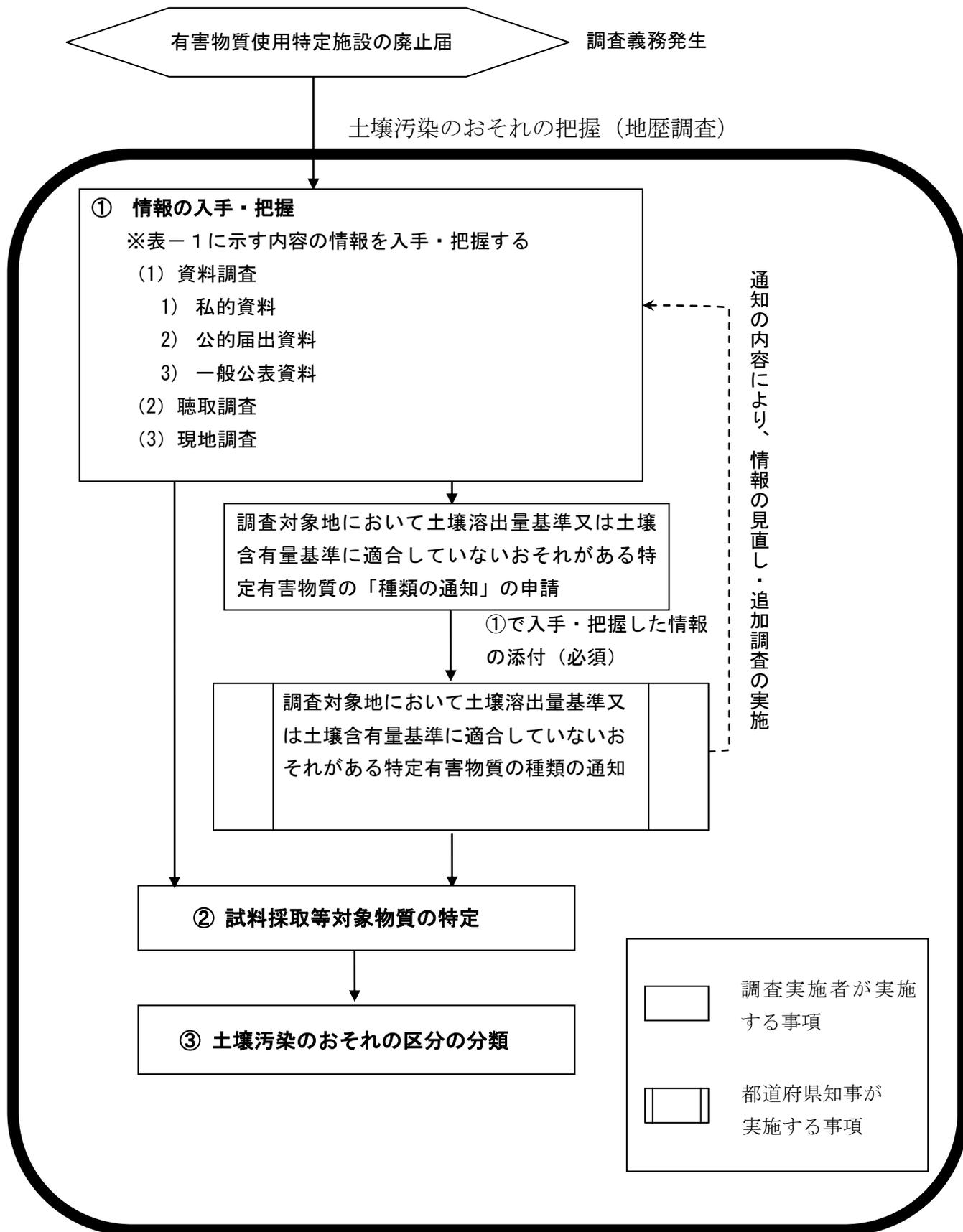


図-1 法第3条における地歴調査の流れ

地歴調査チェックリストの位置づけ

地歴調査チェックリストは、調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順を整理したものである。また、調査実施者が法第3条の土壤汚染状況調査における土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類を通知の申請をする場合や、報告義務者が法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果を報告する場合に、適切な地歴調査が行われたことを示すための資料である。

地歴調査チェックリストの構成

図一 1 の項目に該当する様式一覧		規則第 3 条第 3 項の通知の申請における添付	土壌汚染状況調査結果の報告における添付
①	様式 A 情報の入手・把握	要	要
	様式 A-1 資料調査		
	様式 A-1 別紙 入手資料リスト		
	様式 A-2 聴取調査		
	様式 A-3 現地調査		
	様式 A-4 過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目		
	様式 A-5 調査対象地において人為的原因による土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類		
	様式 A-6 調査対象地において自然由来又は水面埋立て用材料由来による土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類		
様式 A-7 調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目			
②	様式 B 試料採取等対象物質の種類の特定	不要	要
③	様式 C 基本となる調査*における土壌汚染のおそれの区分の分類	不要	要
	様式 D 自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の範囲	不要	要

- 様式 A-1、様式 A-2 及び様式 A-5 は立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成する。
- 様式 A-3 は、複数の施設が立地する場合においては、本様式を施設ごとに作成する。
- 必要に応じて、様式 A-2 には記録簿等の資料、様式 A-3 には写真集等の資料を添付する。
- 様式 A-4 は、調査対象地において過去に行われた調査において土壌溶出量基準不適合又は土壌含有量基準不適合が認められている場合に作成する。また、様式 A-7 は調査対象地が公有水面埋立地である場合に作成する。
- 様式 C は試料採取等対象物質ごとに作成する。なお、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成することもできる。
- 様式 D は、自然由来特例の調査による試料採取等を行う自然由来の土壌汚染のおそれが認められる場合又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる場合のみ作成する。

* 通常の土壌汚染状況調査の方法による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等のことをいう。

表－１ 地歴調査において調査実施者が確認する情報の内容

情報の分類	情報の内容
ア. 調査対象地の範囲を確定するための情報	・調査対象地の土地の境界及び試料採取等における区画の設定の起点を明瞭に定義し得る情報
イ. 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ①土地の用途に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の土地利用状況及びその変遷 ・建物・設備等の配置及びその変遷 ②地表の高さの変更、地質に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立や造成等によって地表の位置が変更された履歴の有無 ・地表の位置の変更を行った時期 ・地表の位置の変更を行った範囲及び高さ ・調査対象地における地質の構成及び地下水位 ・過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌の掘削場所及び採取された地層¹⁾ ・自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土部分の土壌の再移動の状況²⁾ ・自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の工事及び当該盛土部分の土壌の再移動が完了した時期²⁾
ウ. 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 ・土壌又は地下水の汚染の除去等の対策 ※既存の情報を把握するものであり、改めて土壌又は地下水の汚染状態に関する測定等の実施を求めるものではない。 ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の有無 ・埋設等した特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 ・埋設等した時期及び場所 ・埋設等した特定有害物質の量 ・特定有害物質を含む固体・液体を埋設した範囲・深さ・量 ・天災等(地震、洪水、高潮、火災)の被災履歴の有無及び被災内容等 ※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む ③特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質の使用等の有無 ・使用等していた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 ・特定有害物質を使用等していた時期及び場所 ・特定有害物質を使用等していた設備の構造及び深さ ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 ・特定有害物質の処理施設の有無、処理方法及び設置場所 ・特定有害物質の排出経路及び排出先等 ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の有無 ・貯蔵等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 ・貯蔵等されていた時期、場所、及び貯蔵等の形態、設置深度 ・貯蔵等施設における地下浸透防止措置の有無及び措置の内容 ・貯蔵等されていた特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 ・貯蔵等されていた特定有害物質の排出経路及び深さ等 ⑤その他の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の①～④に該当しない調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報 〔 <ul style="list-style-type: none"> ・自然由来の汚染に関する情報 ・盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報 ・水面埋立て用材料由来の汚染に関する情報³⁾ 〕
エ. 公有水面埋立地に関する情報 ³⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立法による埋立て又は干拓による造成履歴の有無 ・上記の造成が開始された日 ・廃棄物の埋立ての有無 ・都市計画法第8条第1項の規定による工業専用地域への該当の有無

- 1) 過去に行われた土壌分析において調査対象地の盛土部分の土壌について基準不適合が認められ、かつ、当該基準不適合の理由として調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれが考えにくい場合のみ
- 2) 過去に行われた土壌分析において認められた調査対象地の盛土部分の土壌の基準不適合の原因が調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれ及び盛土材料の掘削場所・地層における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれによるものと考えにくい場合のみ
- 3) 調査対象地が公有水面埋立地に位置する場合のみ

提出する地歴調査チェックリストの内訳

規則第3条第3項の通知の申請又は土壤汚染状況調査結果の報告の際に、様式A～Dの前に本内訳を添付して地歴調査チェックリストとして提出すること。

図－1の項目に該当する様式一覧		提出
①	様式A 情報の入手・把握	—
	様式A-1 資料調査	
	様式A-1別紙 入手資料リスト	
	様式A-2 聴取調査	
	様式A-3 現地調査	
	様式A-4 過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目	
	様式A-5 調査対象地において人為的原因による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類	
	様式A-6 調査対象地において自然由来又は水面埋立て用材料由来による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類	
様式A-7 調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目		
②	様式B 試料採取等対象物質の種類の特定	
③	様式C 基本となる調査*における土壤汚染のおそれの区分の分類	
	様式D 自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲	

※ 提出の欄は、提出する様式に「○」を、提出しない様式に「×」を記入する。

- 様式A-1、様式A-2、及び様式A-5は立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成する。
- 様式A-3は、複数の施設が立地する場合においては、本様式を施設ごとに作成する。
- 必要に応じて、様式A-2には記録簿等の資料、様式A-3には写真集等の資料を添付する。
- 様式A-4は、調査対象地において過去に行われた調査において土壤溶出量基準不適合又は土壤含有量基準不適合が認められている場合に作成する。また、様式A-7は調査対象地が公有水面埋立地である場合に作成する。
- 様式Cは試料採取等対象物質ごとに作成する。なお、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成することもできる。
- 様式Dは、自然由来特例の調査による試料採取等を行う自然由来の土壤汚染のおそれが認められる場合又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる場合のみ作成する。

* 通常の土壤汚染状況調査の方法による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等のことをいう。

【様式A-1】資料調査

※様式A-1は、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成すること

ただし、立地履歴が認められた工場又は事業場に起因する土壌汚染以外の土壌汚染のおそれについて資料調査を実施した場合は、立地履歴が認められた工場又は事業場とは別に本様式を作成すること

※入手した資料のリスト（様式A-1別紙）を作成すること

立地履歴が認められた 工場又は事業場の名称	
操業期間	

(1) 私的資料に関する資料調査

1) 調査対象地の範囲を確定するための私的資料

①調査対象地の範囲を確定するための私的資料の収集

- ・調査対象地の範囲を確定するための私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する私的資料

①土地の用途に関する私的資料の収集

- ・土地の用途に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②地表の高さの変更に関する私的資料の収集

- ・地表の高さの変更に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③地質に関する私的資料の収集

- ・地質に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の公有水面埋立地への該当性に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

3) 特定有害物質による汚染のおそれに関する私的資料

①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する資料の収集

- ・土壌の汚染状態に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

* 設問の資料を入手できなかった場合等に、土地の所有者等が該当する資料を所有していないなど、その理由を記載する。

- ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する私的資料の収集
 ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する私的資料を入手し、
 内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③特定有害物質の使用等に関する私的資料の収集

- ・特定有害物質の使用等に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する私的資料の収集

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する私的資料を入手し、
 内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す私的資料を入手し、
 内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

⑤その他の私的資料の収集

- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する私的資料を入手し、
 内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する私的資料を入手し、
 内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な私的資料を入手し、
 内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

(2) 公的届出資料**に関する資料調査

1) 調査対象地の範囲を確定するための公的届出資料

①調査対象地の範囲を確定するための公的届出資料の収集

- ・調査対象地の範囲を確定するための公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する公的届出資料

①土地の用途に関する公的届出資料の収集

- ・土地の用途に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②地表の高さの変更に関する公的届出資料の収集

- ・地表の高さの変更に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③地質に関する公的届出資料の収集

- ・地質に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の公有水面埋立地への該当性に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

3) 特定有害物質による汚染のおそれに関する公的届出資料

①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する公的届出資料の収集

- ・土壌の汚染状態に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する公的届出資料の収集

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③特定有害物質の使用等に関する公的届出資料の収集

- ・特定有害物質の使用等に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

** 原則として土地の所有者等が所有する公的届出資料について調査するものであるが、調査実施者が何らかの理由により地方公共団体から公的届出資料を入手している場合には、調査の対象に含める。

- ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する公的届出資料の収集
 ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

⑤その他の公的届出資料の収集

- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

(3) 一般公表資料に関する資料調査

1) 調査対象地の範囲を確定するための一般公表資料

①調査対象地の範囲を確定するための一般公表資料の収集

- ・調査対象地の範囲を確定するための一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する一般公表資料の収集

①土地の用途に関する一般公表資料の収集

- ・土地の用途に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②地表の高さの変更に関する一般公表資料の収集

- ・地表の高さの変更に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

【様式A-1別紙】入手資料リスト

※本リストは、調査実施者が記入すること。

①私的資料

添付資料 番号*	私的資料の名称	資料提供者**

* 資料を受領したものの、土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報が得られなかった等、合理的な理由により添付資料としなかった資料には、添付資料番号に取消線を入れる。

**氏名、名称等を適宜記入

②公的届出資料

添付資料 番号*	公的届出資料の名称

* 資料を受領したものの、土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報が得られなかった等、合理的な理由により添付資料としなかった資料には、添付資料番号に取消線を入れる。

【様式A-2】聴取調査

※様式A-2は、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成すること

ただし、立地履歴が認められた工場又は事業場に起因する土壌汚染以外の土壌汚染のおそれについて聴取調査を実施した場合は、立地履歴が認められた工場又は事業場とは別に本様式を作成すること

※必要に応じて記録簿等の資料を添付すること

立地履歴が認められた 工場又は事業場の名称	
操業期間	

(1) 聴取調査を実施した はい いいえ (以下の設問のチェック不要)

はいの場合

実施日時: _____ 実施場所: _____

聴取調査の実施者の氏名: _____

聴取調査の対象者の氏名*: _____

いいえの場合、実施しなかった理由** : _____

1) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報の聴取り

①土地の用途に関する情報の聴取り

・土地の用途に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*** : _____

②地表の高さの変更に関する情報の聴取り

・地表の高さの変更に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*** : _____

③地質に関する情報の聴取り

・地質に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*** : _____

・調査対象地の公有水面埋立地への該当性に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*** : _____

* 過去の土地の所有者等、立地履歴が認められた工場又は事業場の従業員等、聴取調査の対象者たるべき立場を併記すること。

** 立地履歴が認められた工場又は事業場が既に閉鎖されている等、聴取調査を実施することができなかった合理的な理由を記載する。

***設問の情報について把握できなかった場合にその理由を記載する。なお、聴取りを実施したが、設問の情報について対象者が把握していない場合等についてはその旨を記載する。

2) 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報の聴取り

① 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報の聴取り

- ・ 土壌の汚染状態に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報の聴取り

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

③ 特定有害物質の使用等に関する情報の聴取り

- ・ 特定有害物質の使用等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・ 特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報の聴取り

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・ 特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

⑤ その他の情報の聴取り

- ・ 調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・ 調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・ 同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・ その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

【様式A-3】現地調査

※複数の施設が立地する場合には、本様式を施設ごとに作成すること

※必要に応じて写真集等の資料を添付すること

工場又は事業場*の名称	
-------------	--

(1) 現地調査の実施

実施日時： _____

現地調査の実施者の氏名： _____

現地調査の案内者の氏名： _____

1) 調査対象地の範囲を確定するための情報

①調査対象地の範囲を確定するための情報の調査

- ・調査対象地の範囲を確定するための情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報

①土地の用途に関する情報の調査

- ・土地の用途に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

②地表の高さの変更に関する情報の調査

- ・地表の高さの変更に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

③地質に関する情報の調査

- ・地質に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

3) 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報

①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報の調査

- ・土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報の調査

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

* 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場（法第3条第1項）

** 設問の情報について把握できなかった場合にその理由を記載する。

③特定有害物質の使用等に関する情報の調査

- ・特定有害物質の使用等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報の調査

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

⑤その他の情報の調査

- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由**： _____

** 設問の情報について把握できなかった場合にその理由を記載する。

【様式A-4】過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目

※様式A-4は、地歴調査における情報の入手・把握の中で、調査対象地において過去に行われた調査において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合が認められていることが認められた場合に作成すること

※過去に行われた調査で基準不適合が認められた特定有害物質の種類ごとに作成すること

※本様式のチェック項目については、調査実施者は基本的に実施する必要がある

過去に行われた調査で基準不適合が認められた特定有害物質の種類	
--------------------------------	--

(1) 人為的原因による土壤汚染のおそれの検討

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への不適合が認められた特定有害物質の種類について、埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴の有無を確認した

はい いいえ

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への不適合が認められた場所と、特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴がある場所との間の相関性について確認した

はい いいえ

(2) 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への不適合が認められた土壤は盛土部分であるかどうか確認した

はい いいえ

・基準不適合が認められた土壤が盛土部分ではない場合（又は不明である場合）

⇒ (3)及び(4)へ進む

・基準不適合が認められた土壤が盛土部分である場合

⇒ (5)へ進む

(3) 自然由来による土壤汚染のおそれの検討

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合が認められている特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であるか確認した

はい いいえ

・土壤溶出量及び土壤含有量の値が概ね自然由来の土壤汚染とみなせる範囲であるかどうか確認した

はい いいえ

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合が認められている土壤を含む地層における平面的又は深度的な基準不適合土壤の分布状況を確認した

はい いいえ

・自然由来の基準不適合が認められた地層の土壤を調査対象地の盛土に用いているかどうかを確認した

はい いいえ

様式A-4 過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目

(自然由来の基準不適合が認められた地層の土壌を調査対象地の盛土に用いている場合のみ)

- ・調査対象地において自然由来の基準不適合が認められた地層の土壌を盛土に用いた範囲や深さを確認した

はい いいえ

(4) 水面埋立て用材料由来による土壌汚染のおそれの検討

- ・調査対象地が公有水面埋立地に立地するかどうか確認した

はい いいえ

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の不適合が認められている土壌を含む水面埋立て用材料について平面的又は深度的な基準不適合土壌の分布状況を確認した

はい いいえ

(5) 盛土部分の土壌の汚染原因が自然由来であるかの検討

- ・調査対象地が公有水面埋立地に立地するかどうか確認した

はい いいえ

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合は、盛土部分の土壌汚染のおそれを人為的原因による土壌汚染のおそれと同様に取り扱うため、以下の設問への回答は不要)

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の不適合が認められている特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であるか確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量及び土壌含有量の値が概ね自然由来の土壌汚染とみなせる範囲であるかどうか確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の不適合が認められている土壌を含む盛土における平面的又は深度的な基準不適合土壌の分布状況を確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準への不適合が認められた土壌を含む盛土の盛土材料の掘削場所又はその周辺における採取された地層を確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準への不適合が認められた土壌を含む盛土の盛土材料の掘削場所における人為的原因による土壌汚染のおそれを確認した

はい いいえ

- ・上記の盛土材料が採取された地層と同質な状態で繋がっている土壌を含む自然地層が、調査対象地において分布する深さを確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準への不適合が認められた土壌を含む盛土の工事又は再移動が完了した時期を確認した

はい いいえ

- ・調査対象地において上記の盛土材料が盛土に用いられている範囲や深さを確認した

はい いいえ

【様式A-5】調査対象地において人為的原因による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類

※様式A-5は、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成すること

※水面埋立て用材料由来による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類については様式A-6に記載すること

立地履歴が認められた工場又は事業場の名称	
操業期間	

表A-5-1 調査対象地において土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類

分類	特定有害物質の種類	選定 ¹⁾	理由 ²⁾	備考
第一種特定有害物質	四塩化炭素			
	1,2-ジクロロエタン			
	1,1-ジクロロエチレン			
	シス-1,2-ジクロロエチレン			
	1,3-ジクロロプロペン			
	ジクロロメタン			
	テトラクロロエチレン			
	1,1,1-トリクロロエタン			
	1,1,2-トリクロロエタン			
	トリクロロエチレン			
	ベンゼン			
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物			
	六価クロム化合物			
	シアン化合物			
	水銀及びその化合物			
	セレン及びその化合物			
	鉛及びその化合物			
	砒素及びその化合物			
	ふっ素及びその化合物			
ほう素及びその化合物				
第三種特定有害物質	シマジン			
	チオベンカルブ			
	チウラム			
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)			
	有機りん化合物			

1) 選定の欄には、調査対象地において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。

2) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領（概略説明1ページ）による。

様式A-6 調査対象地において自然由来又は水面埋立て用材料由来による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類

【様式A-6】調査対象地において自然由来又は水面埋立て用材料由来による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類

※様式A-6は、自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められない場合について作成すること

工場又は事業場*の名称	
-------------	--

*使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場（法第3条第1項）

表A-6-1 調査対象地において自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類

分類	特定有害物質の種類	選定 ¹⁾	理由 ²⁾			備考
			自然由来		水面埋立て 用材料由来	
			自然地層	盛土		
第一種特定有害物質	四塩化炭素					
	1,2-ジクロロエタン					
	1,1-ジクロロエチレン					
	シス-1,2-ジクロロエチレン					
	1,3-ジクロロプロペン					
	ジクロロメタン					
	テトラクロロエチレン					
	1,1,1-トリクロロエタン					
	1,1,2-トリクロロエタン					
	トリクロロエチレン					
	ベンゼン					
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物					
	六価クロム化合物					
	シアン化合物					
	水銀及びその化合物					
	セレン及びその化合物					
	鉛及びその化合物					
	砒素及びその化合物					
	ふっ素及びその化合物					
	ほう素及びその化合物					
第三種特定有害物質	シマジン					
	チオベンカルブ					
	チウラム					
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）					
	有機りん化合物					

1) 選定の欄には、調査対象地において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。

2) 理由の欄に記入する凡例は「理由」の欄の記入要領（概略説明1ページ）による。

【様式 A-7】調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目

※様式 A-7 は、調査対象地が公有水面埋立地である場合に作成すること

(1) 公有水面埋立法の埋立地であることの確認

- ・調査対象地が公有水面埋立法の埋立地であることの根拠
 - 公有水面埋立法の届出書類 書類の名称等： _____
 - 土地の登記事項証明書
 - その他 資料の名称等： _____

(2) 公有水面埋立法の埋立地の造成が開始された時期の確認

- ・調査対象地を含む埋立地の造成が開始された時期
 - 昭和 52 年 3 月 14 日以前 昭和 52 年 3 月 15 日以降
- ・調査対象地を含む埋立地の造成が開始された時期の根拠
 - 公有水面埋立法の届出書類 書類の名称等： _____
 - 空中写真 空中写真が撮影された年月日： _____
 - その他 資料の名称等： _____

(3) 廃棄物処理法の廃棄物が埋め立てられている場所でないことの確認

- ・廃棄物処理法*の水面埋立地でないことを確認した
 - はい いいえ
 - はいの場合、確認の方法： _____
 - いいえの場合、その理由**： _____
- ・廃棄物処理法*の指定区域でないことを確認した
 - はい いいえ
 - はいの場合、確認の方法： _____
 - いいえの場合、その理由**： _____
- ・廃棄物処理法の廃棄物が埋め立てられていない土地であることを地方団体への聴取りによって確認した
 - はい いいえ
 - いいえの場合、その理由**： _____

(4) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることの確認

- ・都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることを確認した
 - はい いいえ
 - はいの場合、確認の方法： _____
 - いいえの場合、その理由**： _____

* 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)

** 設問の情報について確認していない場合にその理由を記載する。

【様式B】試料採取等対象物質の種類の特定

工場又は事業場*の名称	
-------------	--

1. 規則第3条第3項の都道府県知事からの通知

- ・規則第3条第3項の通知を都道府県知事に申請した

はい いいえ

(「いいえ」の場合、以下のチェック不要)

- ・都道府県知事より、調査実施者が地歴調査において把握していなかった特定有害物質の種類について、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると通知された

はい いいえ

※「はい」の場合、情報の入手・把握において収集した情報の内容の見直し及び追加調査を実施すること。また、収集した情報の内容の見直し及び追加調査に関して、再度、様式A-1～様式A-4を作成し、本様式の後ろに添付すること。

* 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場（法第3条第1項）

2. 試料採取等対象物質の特定

表B-1 特定した試料採取等対象物質

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類		
			調査実施者が情報の入手・把握によって把握したもの		都道府県知事から通知されたもの <input type="checkbox"/> 申請した <input type="checkbox"/> 申請していない
			選定 ²⁾	理由 ³⁾	選定 ²⁾
第一種特定有害物質	四塩化炭素				
	1,2-ジクロロエタン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,3-ジクロロプロペン				
	ジクロロメタン				
	テトラクロロエチレン				
	1,1,1-トリクロロエタン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	ベンゼン				
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物				
	六価クロム化合物				
	シアン化合物				
	水銀及びその化合物				
	セレン及びその化合物				
	鉛及びその化合物				
	砒素及びその化合物				
	ふっ素及びその化合物				
	ほう素及びその化合物				
第三種特定有害物質	シマジン				
	チオベンカルブ				
	チウラム				
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)				
	有機りん化合物				

- 1) 試料採取等対象物質の欄には、試料採取等対象物質とした特定有害物質の種類に「●」を記入する。
- 2) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 3) 理由の欄の記入方法は“「理由」の欄の記入要領”（概略説明1ページ）による。

【様式C】基本となる調査における土壤汚染のおそれの区分の分類

工場又は事業場*の名称	
-------------	--

※複数存在する場合は、複数記入すること

※土壤汚染のおそれの区分の分類を示した図面を添付するか、図面が土壤汚染状況調査の結果の報告書に含まれる場合は、その旨を記載する

① 土壤汚染のおそれの区分の分類に過去から現在までの施設配置を反映している

はい いいえ

(調査対象地に複数の工場又は事業場の立地履歴が認められる場合)

・立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに土壤汚染のおそれの区分の分類を実施している

はい いいえ

② 下記の基準不適合土壤が存在するおそれが比較的多いと認められる土地に関する基準を踏まえ、基準不適合土壤が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、少ないと認められる土地、ないと認められる土地の区分の分類を行った

はい いいえ

【②を判断する上で確認すべき事項】

- ・ 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかな土地を含んでいる
- ・ 現在又は過去に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体を埋設・飛散・流出・地下浸透した土地を含んでいる
- ・ 現在又は過去に特定有害物質を製造・使用・処理する施設の敷地であった土地を含んでいる
- ・ 現在又は過去に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体を貯蔵・保管する施設**の敷地であった土地を含んでいる
- ・ その他、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地を含んでいる
- ・ 自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによって盛土部分の土壤が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地のうち、改正土壤汚染対策法施行前（平成22年3月31日以前）に完了した工事による盛土部分の土壤があり、当該土壤を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ10m以浅に分布していない（分布していない又は深さ10mより深部に分布している）土地の範囲（公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。）を含んでいる
- ・ 自然由来特例の調査及び水面埋立地特例の調査の対象となる土地を含んでいない

* 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場（法第3条第1項）

** 環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている施設を除く（規則第26条第4号括弧書）

【様式D】自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲

※様式Dは、自然由来特例の調査による試料採取等の対象となる自然由来の土壤汚染のおそれ又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められた場合に、当該土壤汚染のおそれが認められた特定有害物質の種類ごとに作成すること

特定有害物質の種類	
-----------	--

- (1) 調査対象地において認められた土壤汚染のおそれ
- ・ 自然由来特例の調査による試料採取等の対象となる自然由来の土壤汚染のおそれ
⇒ (2) へ進む
 - ・ 水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれ
⇒ (3) へ進む
- (2) 自然由来特例の調査による試料採取等の対象となる自然由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲
- ① 自然地層における自然由来の土壤汚染のおそれがある土地の範囲
- ・ 調査対象地において自然地層における自然由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲について確認した
 はい いいえ
- (専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壤汚染のおそれがある場合のみ)
- ② 専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壤汚染のおそれがある土地の範囲
- ・ 調査対象地において専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲について確認した
 はい いいえ
- (3) 水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲
- ① 水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがある土地の範囲
- ・ 調査対象地において水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲について確認した
 はい いいえ

地歴調査チェックリスト < 土壌汚染状況調査結果報告用 >

土壌汚染対策法（第4条・第5条）調査

※第4条、第5条のいずれかを○で選択すること

報告日 平成 年 月 日

調査の対象となる 土地の所在地	
--------------------	--

【調査実施者】

指定調査機関の氏名又は名称：

技術管理者の氏名：

技術管理者証の交付番号：

地歴調査結果の概要

汚染のおそれの種類		試料採取等対象物質の種類	理由 ¹⁾	備考
人為的原因による汚染のおそれ	< 工場又は事業場の名称 >			
	< 操業期間 >			
自然由来の汚染のおそれ	< 工場又は事業場の名称 >			
	< 操業期間 >			
水面埋立て用材料由来の汚染のおそれ	< 造成の着手日 >			
	<input type="checkbox"/> 昭和52年3月15日以降			
	<input type="checkbox"/> 昭和52年3月14日以前			

1) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領（1ページ）による。

「理由」の欄の記入要領

地歴調査結果の概要、表A-0及びA-0'の「理由」の欄には、以下の①～⑤のいずれか（該当するものすべて）を記入する。

①：調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであり、その理由が

- ①-1：自然由来の汚染によるもの（自然地層）と考えられる
- ①-2：自然由来の汚染によるもの（盛土）と考えられる
- ①-3：水面埋立て用材料由来の汚染によるものと考えられる
- ①-4：上記三つによるものと考えられないもの

②：固体若しくは液体として、調査対象地に

- ②-1：埋設された履歴が認められた
- ②-2：飛散した履歴が認められた
- ②-3：流出した履歴が認められた
- ②-4：地下浸透した履歴が認められた

※上記の②-1～②-4に関して、「埋設」、「飛散」、「流出」又は「地下浸透」を明確に区分できない場合については「②」とする。

③：調査対象地の施設において

- ③-1：製造履歴がある
- ③-2：使用履歴がある
- ③-3：処理履歴がある

※上記の③-1～③-3に関して、「製造」、「使用」又は「処理」を明確に区分できない場合については「③」とする。

④：固体若しくは液体を施設において貯蔵・保管されていた（ただし、環境大臣が定める特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置が講じられている施設において貯蔵・保管されていたものを除く）

⑤：②～④と同等程度に土壌汚染のおそれがあると認められ、その理由が

- ⑤-1：自然由来の汚染により基準不適合が認められた自然地層がある地点の近傍に位置する
- ⑤-2：調査対象地の盛土に用いられた盛土材料の掘削場所又は採取された地層において自然由来の汚染による基準不適合が認められている
- ⑤-3：自然由来の汚染により基準不適合である盛土を掘削した自然地層が調査対象地内にある
- ⑤-4：同一の水面埋立て用材料で造成された土地において基準不適合が認められた
- ⑤-5：その他

（⑤-5については土壌汚染のおそれがあると認められた理由を簡潔に記載すること）

なお、第一種特定有害物質について①～⑤の土壌汚染のおそれがある場合、分解生成物についても「分解生成物（②-1）」のように記入する。

例：トリクロロエチレンの貯蔵・保管が認められた場合、分解生成物であるシス-1,2-ジクロロエチレンについて「分解生成物（④）」と記入

法第4条及び法第5条における地歴調査の流れ

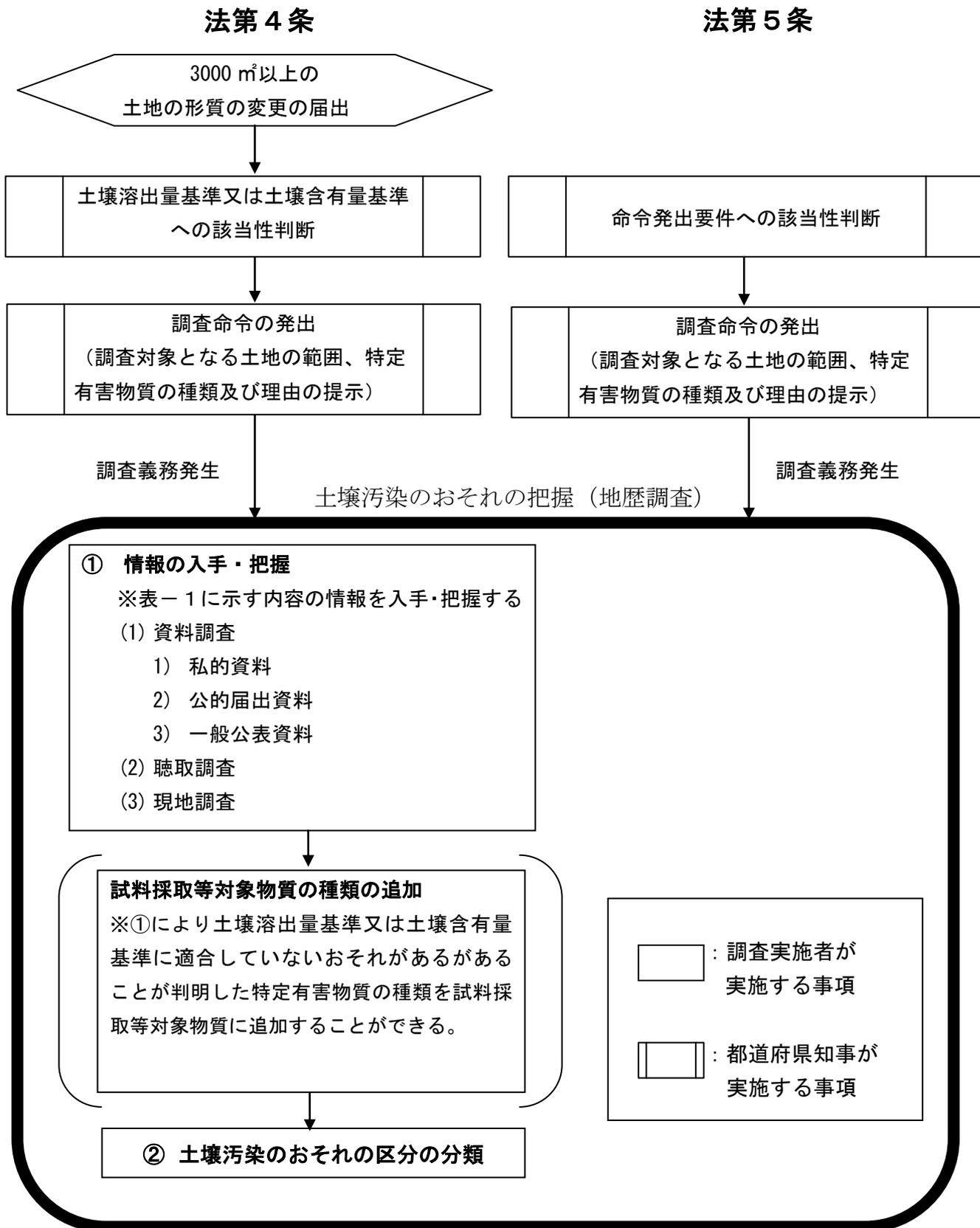


図-1 法第4条及び法第5条における地歴調査の流れ

地歴調査チェックリストの位置づけ

地歴調査チェックリストは、調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順を整理したものである。また、調査実施者が法第3条の土壤汚染状況調査における土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類のお知らせの申請をする場合や、報告義務者が法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果を報告する場合に、適切な地歴調査が行われたことを示すための資料である。

なお、法第5条に基づく土壤汚染状況調査は、健康被害が生ずるおそれがあることを理由として義務付けられるものであることから、法第3条及び法第4条に基づく土壤汚染状況調査に比して、迅速に行われるべきであることに留意されたい。

地歴調査チェックリストの構成

図一 1 の項目に該当する様式一覧		法第 4 条又は法第 5 条の土壤汚染状況調査結果の報告における添付
①	様式 A 情報の入手・把握	要
	様式 A-0 試料採取等対象物質の種類の特 定 (人為的原因による土壤汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類)	
	様式 A-0' 試料採取等対象物質の種類の特 定 (自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類)	
	様式 A-1 資料調査	
	様式 A-1 別紙 入手資料リスト	
	様式 A-2 聴取調査	
	様式 A-3 現地調査	
	様式 A-4 過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目	
様式 A-5 調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目		
②	様式 B 基本となる調査*における土壤汚染のおそれの区分の分類	要
③	様式 C 自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲	要

- 様式 A-1 及び様式 A-2 は立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成する。
- 必要に応じて、様式 A-2 には記録簿等の資料、様式 A-3 には写真集等の資料を添付する。
- 様式 A-4 は、調査対象地において過去に行われた調査において土壤溶出量基準不適合又は土壤含有量基準不適合が認められている場合に作成する。また、様式 A-5 は調査対象地が公有水面埋立地である場合に作成する。
- 様式 B は試料採取等対象物質ごとに作成する。なお、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成することもできる。
- 様式 C は、自然由来特例の調査による試料採取等を行う自然由来の土壤汚染のおそれが認められる場合又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる場合のみ作成する。

* 通常の土壤汚染状況調査の方法による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等のことをいう。

表－１ 地歴調査において調査実施者が確認する情報の内容

情報の分類	情報の内容	
ア. 調査対象地の範囲を確定するための情報	・調査対象地の土地の境界及び試料採取等における区画の設定の起点を明瞭に定義し得る情報	
イ. 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報	①土地の用途に関する情報	・調査対象地の土地利用状況及びその変遷 ・建物・設備等の配置及びその変遷
	②地表の高さの変更、地質に関する情報	・埋立や造成等によって地表の位置が変更された履歴の有無 ・地表の位置の変更を行った時期 ・地表の位置の変更を行った範囲及び高さ ・調査対象地における地質の構成及び地下水位 ・過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌の掘削場所及び採取された地層 ¹⁾ ・自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土部分の土壌の再移動の状況 ²⁾ ・自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の工事及び当該盛土部分の土壌の再移動が完了した時期 ²⁾
ウ. 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報	①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報	・土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 ・土壌又は地下水の汚染の除去等の対策 ※既存の情報を把握するものであり、改めて土壌又は地下水の汚染状態に関する測定等の実施を求めるものではない。
	②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報	・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の有無 ・埋設等した特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 ・埋設等した時期及び場所 ・埋設等した特定有害物質の量 ・特定有害物質を含む固体・液体を埋設した範囲・深さ・量 ・天災等(地震、洪水、高潮、火災)の被災履歴の有無及び被災内容等 ※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む
	③特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報	・特定有害物質の使用等の有無 ・使用等していた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 ・特定有害物質を使用等していた時期及び場所 ・特定有害物質を使用等していた設備の構造及び深さ ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 ・特定有害物質の処理施設の有無、処理方法及び設置場所 ・特定有害物質の排出経路及び排出先等
	④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報	・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の有無 ・貯蔵等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 ・貯蔵等されていた時期、場所、及び貯蔵等の形態、設置深度 ・貯蔵等施設における地下浸透防止措置の有無及び措置の内容 ・貯蔵等されていた特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 ・貯蔵等されていた特定有害物質の排出経路及び深さ等
	⑤その他の情報	・上記の①～④に該当しない調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・自然由来の汚染に関する情報 ・盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の土壌汚染に関する情報 ・水面埋立て用材料由来の汚染に関する情報³⁾
エ. 公有水面埋立地に関する情報 ³⁾	・公有水面埋立法による埋立て又は干拓による造成履歴の有無 ・上記の造成が開始された日 ・廃棄物の埋立ての有無 ・都市計画法第8条第1項の規定による工業専用地域への該当の有無	

1) 過去に行われた土壌分析において調査対象地の盛土部分の土壌について基準不適合が認められ、かつ、当該基準不適合の理由として調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれが考えにくい場合のみ

2) 過去に行われた土壌分析において認められた調査対象地の盛土部分の土壌の基準不適合の原因が調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれ及び盛土材料の掘削場所・地層における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれによるものと考えにくい場合のみ

3) 調査対象地が公有水面埋立地に位置する場合のみ

提出する地歴調査チェックリストの内訳

土壌汚染状況調査結果の報告の際に、様式A～Cの前に本内訳を添付して地歴調査チェックリストとして提出すること。

図－1の項目に該当する様式一覧		提出
①	様式A 情報の入手・把握	
	様式A-0 試料採取等対象物質の種類の特定（総括） －人為的原因による土壌汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類	
	様式A-0' 試料採取等対象物質の種類の特定（総括） －自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類	
	様式A-1 資料調査	
	様式A-1別紙 入手資料リスト	
	様式A-2 聴取調査	
	様式A-3 現地調査	
	様式A-4 過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目	
様式A-5 調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目		
②	様式B 基本となる調査*における土壌汚染のおそれの区分の分類	
③	様式C 自然由来の土壌汚染のおそれ又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の範囲	

○様式A-1及び様式A-2は立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成する。

○必要に応じて、様式A-2には記録簿等の資料、様式A-3には写真集等の資料を添付する。

○様式A-4は、調査対象地において過去に行われた調査において土壌溶出量基準不適合又は土壌含有量基準不適合が認められている場合に作成する。また、様式A-5は調査対象地が公有水面埋立地である場合に作成する。

○様式Bは試料採取等対象物質ごとに作成する。なお、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成することもできる。

○様式Cは、自然由来特例の調査による試料採取等を行う自然由来の土壌汚染のおそれが認められる場合又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる場合のみ作成する。

* 通常の土壌汚染状況調査の方法による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等のことをいう。

【様式A-0】試料採取等対象物質の特定（総括）

一人為的原因による土壤汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類

表A-1 人為的原因による土壤汚染のおそれが認められる試料採取等対象物質

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	命令に係る特定有害物質の種類		
			選定 ²⁾	選定 ²⁾	理由 ³⁾
第一種特定有害物質	四塩化炭素				
	1,2-ジクロロエタン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,3-ジクロロプロペン				
	ジクロロメタン				
	テトラクロロエチレン				
	1,1,1-トリクロロエタン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	ベンゼン				
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物				
	六価クロム化合物				
	シアン化合物				
	水銀及びその化合物				
	セレン及びその化合物				
	鉛及びその化合物				
	砒素及びその化合物				
	ふっ素及びその化合物				
ほう素及びその化合物					
第三種特定有害物質	シマジン				
	チオベンカルブ				
	チウラム				
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）				
	有機りん化合物				

- 1) 試料採取等対象物質の欄には、試料採取等対象物質とした特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 2) 選定の欄には、調査対象地において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 3) 理由の欄の記入方法は“「理由」の欄の記入要領”（概略説明1ページ）による。

様式A-0' 試料採取等対象物質の種類の特定（自然由来・水面埋立て用材料由来）

【様式A-0'】試料採取等対象物質の特定（総括）

－自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類

※様式A-0' は、自然由来及び水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められない場合についても作成すること

表A-2 自然由来又は水面埋立て用由来の土壤汚染のおそれが認められる試料採取等対象物質

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	理由 ²⁾			備考
			自然由来		水面埋立て用材料由来	
			自然地層	盛土		
第一種特定有害物質	四塩化炭素					
	1,2-ジクロロエタン					
	1,1-ジクロロエチレン					
	シス-1,2-ジクロロエチレン					
	1,3-ジクロロプロペン					
	ジクロロメタン					
	テトラクロロエチレン					
	1,1,1-トリクロロエタン					
	1,1,2-トリクロロエタン					
	トリクロロエチレン					
	ベンゼン					
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物					
	六価クロム化合物					
	シアン化合物					
	水銀及びその化合物					
	セレン及びその化合物					
	鉛及びその化合物					
	砒素及びその化合物					
	ふっ素及びその化合物					
	ほう素及びその化合物					
第三種特定有害物質	シマジン					
	チオベンカルブ					
	チウラム					
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）					
	有機りん化合物					

- 1) 選定の欄には、調査対象地において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 2) 理由の欄に記入する凡例は「理由」の欄の記入要領（概略説明1ページ）による。
- 3) 調査実施者が地歴調査によって試料採取等対象物質に追加した特定有害物質の種類については備考の欄に「追加」と記載する。

【様式A-1】資料調査

※様式A-1は、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成すること

ただし、立地履歴が認められた工場又は事業場に起因しないところの土壤汚染のおそれについて資料調査を実施した場合は、立地履歴が認められた工場又は事業場とは別に本様式を作成すること

※入手した資料のリスト（様式A-1別紙）を作成すること

工場又は事業場の立地履歴が認められた場合には 施設の名称	
操業期間	

※対象地に工場又は事業場の立地履歴がない場合には、「—」と記入すること

(1) 私的資料に関する資料調査

1) 調査対象地の範囲を確定するための私的資料

①調査対象地の範囲を確定するための私的資料の収集

・調査対象地の範囲を確定するための私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する私的資料

①土地の用途に関する私的資料の収集

・土地の用途に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②地表の高さの変更に関する私的資料の収集

・地表の高さの変更に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③地質に関する私的資料の収集

・地質に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

・調査対象地の公有水面埋立地への該当性に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

3) 特定有害物質による汚染のおそれに関する私的資料

①土壤の特定有害物質による汚染状態に関する資料の収集

・土壤の汚染状態に関する私的資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

* 設問の資料を入手できなかった場合等に、土地の所有者等が該当する資料を所有していないなど、その理由を記載する。

- ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する私的資料の収集
- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- ③特定有害物質の使用等に関する私的資料の収集
- ・特定有害物質の使用等に関する私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する私的資料の収集
- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- ⑤その他の私的資料の収集
- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- (調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)
- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____
- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な私的資料を入手し、内容を確認できた
- はい いいえ
 いいえの場合、その理由* : _____

(2) 公的届出資料**に関する資料調査

1) 調査対象地の範囲を確定するための公的届出資料

①調査対象地の範囲を確定するための公的届出資料の収集

- ・調査対象地の範囲を確定するための公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する公的届出資料

①土地の用途に関する公的届出資料の収集

- ・土地の用途に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②地表の高さの変更に関する公的届出資料の収集

- ・地表の高さの変更に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③地質に関する公的届出資料の収集

- ・地質に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の公有水面埋立地への該当性に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

3) 特定有害物質による汚染のおそれに関する公的届出資料

①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する公的届出資料の収集

- ・土壌の汚染状態に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する公的届出資料の収集

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③特定有害物質の使用等に関する公的届出資料の収集

- ・特定有害物質の使用等に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

** 原則として土地の所有者等が所有する公的届出資料について調査するものであるが、調査実施者が何らかの理由により地方公共団体から公的届出資料を入手している場合には、調査の対象に含めること。

- ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する公的届出資料の収集
 ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

⑤その他の公的届出資料の収集

- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な公的届出資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

(3) 一般公表資料に関する資料調査

1) 調査対象地の範囲を確定するための一般公表資料

①調査対象地の範囲を確定するための一般公表資料の収集

- ・調査対象地の範囲を確定するための一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する一般公表資料の収集

①土地の用途に関する一般公表資料の収集

- ・土地の用途に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②地表の高さの変更に関する一般公表資料の収集

- ・地表の高さの変更に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③地質に関する一般公表資料の収集

- ・地質に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

- ・調査対象地の公有水面埋立地への該当性に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

3) 特定有害物質による汚染のおそれに関する一般公表資料

①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する一般公表資料の収集

- ・土壌の汚染状態に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する一般公表資料の収集

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

③特定有害物質の使用等に関する一般公表資料の収集

- ・特定有害物質の使用等に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する一般公表資料の収集

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

⑤その他の一般公表資料の収集

- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

*** 設問の資料を入手できなかった場合等に、該当資料が存在しないこと以外に入手できない理由があれば、その理由を記載する。

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な一般公表資料を入手し、内容を確認できた

はい 該当資料は存在しない いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

【様式A-1別紙】入手資料リスト

※本リストは、調査実施者が記入すること。

①私的資料

添付資料 番号*	私的資料の名称	資料提供者**

* 資料を受領したものの、土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報が得られなかった等、合理的な理由により添付資料としなかった資料には、添付資料番号に取消線を入れる。

**氏名、名称等を適宜記入

②公的届出資料

添付資料 番号*	公的届出資料の名称

* 資料を受領したものの、土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報が得られなかった等、合理的な理由により添付資料としなかった資料には、添付資料番号に取消線を入れる。

【様式A-2】聴取調査

※様式A-2は、立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに作成すること

ただし、立地履歴が認められた工場又は事業場に起因する土壌汚染以外の土壌汚染のおそれについて聴取調査を実施した場合は、立地履歴が認められた工場又は事業場とは別に本様式を作成すること

※必要に応じて記録簿等の資料を添付すること

立地履歴が認められた 工場又は事業場の名称	
操業期間	

(1) 聴取調査を実施した はい いいえ (以下の設問のチェック不要)

はいの場合

実施日時: _____ 実施場所: _____

聴取調査の実施者の氏名: _____

聴取調査の対象者の氏名*: _____

いいえの場合、実施しなかった理由**: _____

1) 土地の用途及び地表の高さの変更・地質に関する情報の聴取り

①土地の用途に関する情報の聴取り

・土地の用途に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***: _____

②地表の高さの変更に関する情報の聴取り

・地表の高さの変更に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***: _____

③地質に関する情報の聴取り

・地質に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***: _____

・調査対象地の公有水面埋立地への該当性に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***: _____

* 過去の土地の所有者等、立地履歴が認められた工場又は事業場の従業員等、聴取調査の対象者たるべき立場を併記すること。

** 立地履歴が認められた工場又は事業場が既に閉鎖されている等、聴取り調査を実施することができなかった合理的な理由を記載する。

*** 設問の情報について把握できなかった場合にその理由を記載する。なお、聴取りを実施したが、設問の情報について対象者が把握していない場合等についてはその旨を記載する。

2) 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報の聴取り

①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報の聴取り

- ・土壌の汚染状態に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報の聴取り

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

③特定有害物質の使用等に関する情報の聴取り

- ・特定有害物質の使用等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報の聴取り

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

⑤その他の情報の聴取り

- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由***： _____

【様式A-3】現地調査

※必要に応じて写真集等の資料を添付すること

(1) 現地調査の実施

実施日時： _____

現地調査の実施者の氏名： _____

現地調査の案内者の氏名： _____

1) 調査対象地の範囲を確定するための情報

①調査対象地の範囲を確定するための情報の調査

・調査対象地の範囲を確定するための情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報

①土地の用途に関する情報の調査

・土地の用途に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②地表の高さの変更に関する情報の調査

・地表の高さの変更に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③地質に関する情報の調査

・地質に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

3) 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報

①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報の調査

・土壌の汚染状態に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報の調査

・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

③特定有害物質の使用等に関する情報の調査

・特定有害物質の使用等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由*： _____

* 設問の情報について把握できなかった場合にその理由を記載する。

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由* : _____

④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報の調査

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由* : _____

- ・特定有害物質に係る地中配管・地下構造物・地下貯蔵庫の存在を表す情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由* : _____

⑤その他の情報の調査

- ・調査対象地の近傍における自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由** : _____

- ・調査対象地の盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由** : _____

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・同一の水面埋立て用材料で造成された土地における土壌の汚染に関する情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由** : _____

- ・その他特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握できた

はい いいえ

いいえの場合、その理由** : _____

** 設問の情報について把握できなかった場合にその理由を記載する。

【様式A-4】過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目

※様式A-4は、地歴調査における情報の入手・把握の中で、調査対象地において過去に行われた調査において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合が認められていることが認められた場合に作成すること

※過去に行われた調査で基準不適合が認められた特定有害物質の種類ごとに作成すること

※本様式のチェック項目については、調査実施者は基本的に実施する必要がある

過去に行われた調査で基準不適合が認められた特定有害物質の種類	
--------------------------------	--

(1) 人為的原因による土壤汚染のおそれの検討

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への不適合が認められた特定有害物質の種類について、埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴の有無を確認した

はい いいえ

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への不適合が認められた場所と、特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴がある場所との間の相関性について確認した

はい いいえ

(2) 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への不適合が認められた土壤は盛土部分であるかどうか確認した

はい いいえ

・基準不適合が認められた土壤が盛土部分ではない場合（又は不明である場合）

⇒ (3)及び(4)へ進む

・基準不適合が認められた土壤が盛土部分である場合

⇒ (5)へ進む

(3) 自然由来による土壤汚染のおそれの検討

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合が認められている特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であるか確認した

はい いいえ

・土壤溶出量及び土壤含有量の値が概ね自然由来の土壤汚染とみなせる範囲であるかどうか確認した

はい いいえ

・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合が認められている土壤を含む地層における平面的又は深度的な基準不適合土壤の分布状況を確認した

はい いいえ

・自然由来の基準不適合が認められた地層の土壤を調査対象地の盛土に用いているかどうかを確認した

はい いいえ

様式A-4 過去に行われた調査d基準不適合が認められている場合のチェック項目

(自然由来の基準不適合が認められた地層の土壌を調査対象地の盛土に用いている場合のみ)

- ・調査対象地において自然由来の基準不適合が認められた地層の土壌を盛土に用いた範囲や深さを確認した

はい いいえ

(4) 水面埋立て用材料由来による土壌汚染のおそれの検討

- ・調査対象地が公有水面埋立地に立地するかどうか確認した

はい いいえ

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のみ)

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の不適合が認められている土壌を含む水面埋立て用材料について平面的又は深度的な基準不適合土壌の分布状況を確認した

はい いいえ

(5) 盛土部分の土壌の汚染原因が自然由来であるかの検討

- ・調査対象地が公有水面埋立地に立地するかどうか確認した

はい いいえ

(調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合は、盛土部分の土壌汚染のおそれを人為的原因による土壌汚染のおそれと同様に取り扱うため、以下の設問への回答は不要)

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の不適合が認められている特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であるか確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量及び土壌含有量の値が概ね自然由来の土壌汚染とみなせる範囲であるかどうか確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の不適合が認められている土壌を含む盛土における平面的又は深度的な基準不適合土壌の分布状況を確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準への不適合が認められた土壌を含む盛土の盛土材料の掘削場所又はその周辺における採取された地層を確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準への不適合が認められた土壌を含む盛土の盛土材料の掘削場所における人為的原因による土壌汚染のおそれを確認した

はい いいえ

- ・上記の盛土材料が採取された地層と同質な状態で繋がっている土壌を含む自然地層が、調査対象地において分布する深さを確認した

はい いいえ

- ・土壌溶出量基準又は土壌含有量基準への不適合が認められた土壌を含む盛土の工事又は再移動が完了した時期を確認した

はい いいえ

- ・調査対象地において上記の盛土材料が盛土に用いられている範囲や深さを確認した

はい いいえ

【様式 A-5】調査対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目

※様式 A-5 は、調査対象地が公有水面埋立地である場合に作成すること

(1) 公有水面埋立法の埋立地であることの確認

- ・調査対象地が公有水面埋立法の埋立地であることの根拠
 - 公有水面埋立法の届出書類 書類の名称等： _____
 - 土地の登記事項証明書
 - その他 資料の名称等： _____

(2) 公有水面埋立法の埋立地の造成が開始された時期の確認

- ・調査対象地を含む埋立地の造成が開始された時期
 - 昭和 52 年 3 月 14 日以前 昭和 52 年 3 月 15 日以降
- ・調査対象地を含む埋立地の造成が開始された時期の根拠
 - 公有水面埋立法の届出書類 書類の名称等： _____
 - 空中写真 空中写真が撮影された年月日： _____
 - その他 資料の名称等： _____

(3) 廃棄物処理法の廃棄物が埋め立てられている場所でないことの確認

- ・廃棄物処理法*の水面埋立地でないことを確認した
 - はい いいえ
 - はいの場合、確認の方法： _____
 - いいえの場合、その理由**： _____
- ・廃棄物処理法*の指定区域でないことを確認した
 - はい いいえ
 - はいの場合、確認の方法： _____
 - いいえの場合、その理由**： _____
- ・廃棄物処理法の廃棄物が埋め立てられていない土地であることを地方団体への聴取によって確認した
 - はい いいえ
 - いいえの場合、その理由**： _____

(4) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることの確認

- ・都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることを確認した
 - はい いいえ
 - はいの場合、確認の方法： _____
 - いいえの場合、その理由**： _____

* 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)

** 設問の情報について確認していない場合にその理由を記載する。

【様式B】基本となる調査における土壤汚染のおそれの区分の分類

工場又は事業場の立地履歴が認められた場合には 施設の名称	
---------------------------------	--

- ※複数存在する場合は、複数記入すること
- ※対象地に工場又は事業場の立地履歴がない場合には、「—」と記入すること
- ※土壤汚染のおそれの区分の分類を示した図面を添付するか、図面が土壤汚染状況調査の結果の報告書に含まれる場合は、その旨を記載する

① 土壤汚染のおそれの区分の分類に過去から現在までの施設配置を反映している

はい いいえ

(調査対象地に複数の工場又は事業場の立地履歴が認められる場合)

- ・立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに土壤汚染のおそれの区分の分類を実施している

はい いいえ

② 下記の基準不適合土壤が存在するおそれが比較的多いと認められる土地に関する基準を踏まえ、基準不適合土壤が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、少ないと認められる土地、ないと認められる土地の区分の分類を行った

はい いいえ

【②を判断する上で確認すべき事項】

- ・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないことが明らかな土地を含んでいる
- ・現在又は過去に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体を埋設・飛散・流出・地下浸透した土地を含んでいる
- ・現在又は過去に特定有害物質を製造・使用・処理する施設の敷地であった土地を含んでいる
- ・現在又は過去に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体を貯蔵・保管する施設*の敷地であった土地を含んでいる
- ・その他、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地を含んでいる
- ・自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによって盛土部分の土壤が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地のうち、改正土壤汚染対策法施行(平成22年4月1日)前に完了した工事による盛土部分の土壤があり、当該土壤を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が深さ10m以浅に分布していない(分布していない又は深さ10mより深部に分布している)土地の範囲(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)を含んでいる
- ・自然由来特例の調査及び水面埋立地特例の調査の対象となる土地を含んでいない

* 環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている施設を除く(規則第26条第4項括弧書)

【様式C】自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲

※様式Cは、自然由来特例の調査による試料採取等の対象となる自然由来の土壤汚染のおそれ又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められた場合に、当該土壤汚染のおそれが認められた特定有害物質の種類ごとに作成すること

特定有害物質の種類	
-----------	--

- (1) 調査対象地において認められた土壤汚染のおそれ
- ・ 自然由来特例の調査による試料採取等の対象となる自然由来の土壤汚染のおそれ
⇒ (2) へ進む
 - ・ 水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれ
⇒ (3) へ進む
- (2) 自然由来特例の調査による試料採取等の対象となる自然由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲
- ① 自然地層における自然由来の土壤汚染のおそれがある土地の範囲
- ・ 調査対象地において自然地層における自然由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲について確認した
 はい いいえ
- (専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壤汚染のおそれがある場合のみ)
- ② 専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壤汚染のおそれがある土地の範囲
- ・ 調査対象地において専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲について確認を行った
 はい いいえ
- (3) 水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲
- ① 水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがある土地の範囲
- ・ 調査対象地において水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の範囲について確認を行った
 はい いいえ

Appendix-17. 資料調査において入手・把握する資料（参考例）

表 資料調査において入手・把握すべき資料の種類（参考例）

資料の種類	私的資料 土地所有者等	公的届出資料 土地所有者等（公的届出資料の副本又は写し）*	一般公表資料 調査実施者
1) 調査対象地の範囲を確定するための資料 資料を提供する者又は収集する者	<ul style="list-style-type: none"> 資産リスト（固定資産税・都市計画法 課税明細書等） 土地実測図等 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の設置届等（法第3条調査） 下水道法の特定施設設置届等（法3第3条調査） 調査命令に係る書類（法第4条調査・法第5条調査） 都市計画法、宅地造成等規制法 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の登記事項証明書（登記簿謄本） 公図 都市計画図 等
2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 工場案内（見学者向け等）、社史等 建物・施設配置図 地質調査報告書、地質柱状図 さく井工事記録 造成工事記録、盛土の施工記録 盛土材料の産地証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法、宅地造成等規制法、環境影響評価法（準備書、評価書、事後調査） 地形図※2 	<ul style="list-style-type: none"> 土地又は建物の登記事項証明書（登記簿謄本） （空中写真、住宅地図）※1 ※1 建物・施設配置図の補正や過去の工場・事業場の立地履歴を把握する端緒として使用する 地形図※2 ※2 大規模な土地の形質の変更については、過去と現在の地形図の比較によりわかる場合もある 地盤図、水理基礎図等
3) 特定有害物質による汚染を推定するために有効な資料	<ul style="list-style-type: none"> ① 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する資料 ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する資料 ③ 特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に行われた土壌汚染対策法の調査・対策に関する資料（報告書、分析データ等） 「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例（届出等、命令）」参照 (http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html) 特定有害物質の埋設・飛散に関する記録 (特定有害物質の種類、場所、深さ、量、時期 等) 流出・浸透事故に関する記録 (特定有害物質の種類、場所、流出・浸透量、事故発生日時 等) 行政からの指導、周辺からの苦情に関する記録 (対処内容を含む) 埋設等された特定有害物質の発生箇所及び移動経路に関する記録 天災・人災（地震、洪水、高潮、火事）の被災記録 取扱物質リスト、取扱物質のMSDS 特定有害物質の使用目的、使用形態、使用量、使用場所、使用時期 使用等していた施設等の構造図 使用等していた施設等を含む建物の竣工図 配管図 排水経路図 廃棄物（特定有害物質を含むもの）の保管場所 取扱物質及び廃棄物の運搬経路、運搬方法 	<ul style="list-style-type: none"> 社史、市史 製造方法等に関する科学技術論文 特許に関する公開情報（技術情報）
4) 公有水面埋立地に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵等物質リスト、取扱物質のMSDS 貯蔵等量、貯蔵等場所、貯蔵等時期、施設の深度 貯蔵等施設の構造がわかる図面 (特に地下浸透防止措置の施行の状況がわかるもの) 配管図 排水経路図 運搬経路及び運搬方法 上記の①～④に該当しないが、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報が記載されている資料 自然由来の汚染に関する資料 盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する資料 水面埋立て用材料由来の汚染に関する資料 造成工事記録 	<ul style="list-style-type: none"> 要措置区域等の台帳※3 ※3 自然由来の土壌汚染及び水面埋立由来の土壌汚染の事例を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の登記事項証明書（登記簿謄本） 空中写真 (昭和52年3月15日以降に撮影されたもの) 廃棄物処理法 (水面埋立地の指定の告示、指定区域の台帳) 都市計画図

* 何らかの理由により調査実施者が都道府県等より入手した公的届出資料がある場合は、調査対象に含めること

Appendix-18. 土壤汚染対策法の適用外となる岩盤

土壤汚染対策法の適用外となる岩盤

1. 土壤汚染対策法の適用外となる岩盤の定義

マグマ等が直接固結した火成岩、堆積物が固結した堆積岩及びこれらの岩石が応力や熱により再固結した変成岩で構成された地盤は、岩盤とみなされ土壤汚染対策法の適用外とする。

ここで、固結した状態とは、原位置において指圧程度で土粒子に分離できない状態をいう。

2. 留意事項

- ① 岩盤は、掘削した後、乾湿によりスレーキングやスウェリング（膨潤）が発生し、細粒化や泥濘化する可能性がある。岩盤を掘削した材料を用いて造成された土地において、新たに法第3条や法第4条による調査義務が生じた場合、その時点で材料が細粒化や泥濘化している状態であるときは法の対象となる土壌として扱われることになる。このように、掘削岩の人為的な流用後、時間経過によりその状態が変化した場合は、その時点において法の対象としての適否を判断することになる。
- ② 岩盤の表層部は、風化作用により軟質化や細粒化している可能性がある。この風化部の扱いについては、風化の深度（厚さ）や性状が岩種・地形・気候等により異なることから、個々の事例において適切に対応することが望ましい。
- ③ 掘削岩を盛土等に流用した場合、浸透水が酸性水として流出し、周辺環境を悪化させる場合がある。この場合、酸性水が生じるとともに土壌溶出量基準を超える特定有害物質の溶出が伴うこともある。このようなおそれがある地盤材料については、流用にあたって、適切な対応を行う必要がある。
- ④ 岩盤内における人為的な汚染については、亀裂部に賦存する地下水の汚染として扱うことが妥当と判断される。

3. 岩盤の確認方法

地下に存在する岩盤については、土壤汚染調査を目的としたボーリングでは、難透水性の地層のように厚さ 50 cm の確認ができない場合がある。このような場合は、可能な範囲で岩盤試料を採取するとともに、既往の公表された地質資料（地質図・地盤図やボーリング柱状図など）と併せて判断するものとし、その結果を報告書に記載する。なお、巨礫を岩盤と誤る場合もあることから、岩盤の判断については、注意が必要である。

